

静岡中央ロータリークラブ 細則

第1条 理事及び役員選挙

第1節

役員を選挙すべき1ヵ月前の例会において、その議長たる会長は指名委員会に対して、次々年度の会長候補者の指名を求めなければならない。指名委員会は当該例会に出席する会長経験者全員によって構成される。

適法に行われた指名は年次総会に付され、定足数を満たした出席会員の過半数の賛成を得て承認されるものとする。承認された次々年度会長は、次年度において会長エレクトとして理事会のメンバーを務め、会長エレクトとして理事会のメンバーを務めた年度の直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

本クラブの役員とは当該年度の会長、会長エレクト（副会長を兼任）、幹事、会計、および会場監督とする。また、本クラブの理事とは当該年度のクラブ管理運営常任委員長、会員増強常任委員長、クラブ広報常任委員長、奉仕プロジェクト常任委員長、財団・米山常任委員長、社会奉仕委員長、国際奉仕委員長とする。

次年度の理事・幹事・会計については、年次総会において現会長エレクトから総会に諮られ出席会員の過半数の賛成を得て決定されるものとする。理事候補者・幹事候補者・会計候補者は現会長エレクトの推薦によって年次総会以前に理事会に諮られ決定される。

第2節

選挙された役員及び理事に直前会長を加えて理事会を構成するものとする。選挙によって決定した次年度理事会は、1週間以内に会合して次年度理事会を構成する委員会の委員長、会場監督、副幹事を選任しなくてはならない。

尚、会長は必要に応じて会員中、特に副幹事、特別委員会委員長などを理事会メンバーとして理事会に参加させることが出来るものとする。

第3節

理事会またはその他の役職に生じた欠員は、残りの理事の決定により補填すべきものとする。

第4節

役員エレクトまたは理事エレクトの地位に生じた欠員は、残りの被選理事の決定によって補填すべきものとする。

第2条 理事会

本クラブの管理主体は本クラブの会員より成る理事会とする。すなわち本細則第1条第1節に基づいて選挙された会長、副会長（会長エレクト）、幹事、会計、会場監督、及び直前会長とクラブ管理運営常任委員長、会員増強常任委員長、クラブ広報常任委員長、奉仕プロジェクト常任委員長、財団・米山常任委員長、社会奉仕委員長、国際奉仕委員長に加えて本細則題1条第2節により指名された理事会メンバーだけが決議権を持つものとする。

本クラブにおいては会長が必要とするときに指名した会員を理事会に出席させることができるものとするが、こうして指名された会員は理事会決議事項に対し、決議権を持たないものとする。

第3条 役員の仕事

第1節 会長

本クラブの会合及び理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって会長の任務とする。

第2節 会長エレクト

会長エレクトは理事会のメンバーとしての任務およびその他会長または理事会によって定められる任務を行うものとする。

第3節 副会長

会長不在の場合は本クラブの会合および理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する任務を行うことをもって副会長の任務とする。

第4節 幹事

幹事の任務は、会員の記録を整理保管し、会合における出席を記録し、クラブ、理事会および委員会の諸会合の通知を発送し、これらの会合の議事録を作ってこれを保管し、毎年1月1日および7月1日現在をもってR

I 事務総長に対して行わなければならない半期会員報告、半期報告を提出した7月1日または1月1日よりも後にクラブ会員に選ばれた正会員について10月1日と4月1日に事務総長に提出する四半期会員報告、RI事務総長に対して行うべき会員資格変更報告、毎月の最終例会の後15日以内に地区ガバナーに対して行わなければならないクラブ例会の月次出席報告を含む、諸種の義務報告をRIに対して行い、ロータリアン誌の購読料を徴収してこれをRIに送金し、その他通常その職に付随する任務を行うにある。

但し、幹事は次年度会長の指名した副幹事に、その任務の一部を代行させることができる。副幹事は役員及び理事ではないが、理事会に出席して会の運営全般につき情報を得る機会を得、また代行する幹事の任務に関し、意見を述べるができるものとする。

第5節 会計

会計の任務は、すべての資金を管理保管し、毎年1回およびその他理事会の要求あるごとにその説明を行い、その他通常その職に付随する任務を行うことにある。その職を去るにあたっては会計はその保持するすべての資金、計算帳簿、その他あらゆるクラブの財産を、その後任者または会長に引き継がなければならない。

第6節 会場監督

会場監督の任務は通常その職に付随する任務、およびその他会長または理事会によって定められた任務とする。

第4条 会合

第1節 年次総会

本クラブの年次総会は毎年12月第一例会に開催されるものとする。そしてこの年次総会において次年度の役員および理事の選挙を行わなければならない。

第2節

本クラブの毎週の例会は月曜日18時に開催するものとする。

例会に関するあらゆる変更または例会の取り消しは全てクラブの会員全部にしかるべく通告されなければならない。本クラブの瑕疵なき会員はすべて、名誉会員を除き、例会の当日、その出席または欠席が記録される。その出席は本クラブまたは他のロータリークラブにおいて、その例会に充当された時間の少なくとも60%出席していたことが実証されるか、もしくは定款第9条第1節の別段の規定によるものでなければならない。

第3節

会員総数の3分の1をもって本クラブの年次総会および例会定足数とする。

第4節

定例理事会は毎月第1月曜日に開催されるものとする。臨時理事会は会長がその必要ありと認めたとき、または理事会のメンバー2名の要求があるとき、会長によって招集されるものとする。但し、その場合しかるべき予告が行われなければならない。

第5節

理事会メンバーの過半数をもおって理事会の定足数とする。

第5条 入会金および会費

第1節

入会金は100,000円とし、入会承認に先んじ納入すべきものとする。但し、入会承認が得られなかった場合には入会金は返還されるものとし、利息は付さない。

第2節

会費は年間240,000円とし、毎年7月1日及び1月1日に米貨6ドルを各会員のロータリアン誌の購読料に充当するという諒解の下に、毎年4回7月1日、10月1日、1月1日及び4月1日に納入すべきものとする。但し、年度の途中に退会する会員については、退会の直後の納入期日以降の会費を免除とする。既に支払った会費（上記年2回のロータリアン誌の購読料として充当された金額を含む）については、返還されないものとする。

第6条 採決の方法

本クラブの議事は、役員および理事を投票によって選挙する場合を除き、口頭による採決をもって処理される。

第7条 委員会

第1節

- (a) 会長は理事会の承認の下に次の常任委員会を設置しなければならない。
- クラブ管理運営常任委員会
 - 会員増強常任委員会
 - クラブ広報常任委員会
 - 奉仕プロジェクト常任委員会
 - 財団・米山常任委員会
- (b) 会長または、理事会の承認の下に、クラブ管理運営常任委員会、会員増強常任委員会、クラブ広報常任委員会、奉仕プロジェクト常任委員会、財団・米山常任委員会について、必要と考える特定分野を担当する委員会を設置するものとする。
- (c) クラブ管理運営常任委員会、会員増強常任委員会、クラブ広報常任委員会、奉仕プロジェクト常任委員会、財団・米山常任委員会は、それぞれ会長が役員及び理事の中から任命する委員長および少なくとも2名以上の他の委員から成るものとする。
- (d) 会長は、職権上すべての委員会の委員となるものとし、その資格において委員会に付随するあらゆる特典をもつものとする。
- (e) 各委員会は本細則によって付託された職務およびさらにこれに加えて会長または理事会が付託する事項を処理すべきものとする。理事会によって特別の権限を与えられた場合を除き、これらの委員会は、理事会に報告してその承認を得るまでは行動してはならない。
- (f) クラブ諸委員会の設置について、可能かつ実地的である限り、1名または数名の委員を再任するかまたは数名の委員を2カ年の任期をもって任命することにより委員会に継続性をもたせる規定を設けるべきものとする。

第2節 クラブ管理運営常任委員会

- (a) クラブ管理運営常任委員会委員長は、クラブ管理運営の諸活動全部に対して責任をもち、かつクラブ管理運営の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (b) クラブ管理運営常任委員会は、クラブ管理運営常任委員会委員長とクラブ管理運営の特定の分野を担当するすべての委員会の委員長によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下にクラブ管理運営の中の特定分野を担当する次の各委員会または担当を設置するものとする。
- 出席委員会
 - 親睦活動委員会
 - プログラム委員会

第3節 会員増強常任委員会

- (a) 会員増強常任委員会委員長（会員増強委員長兼任）は、会員の増強および退会防止に責任をもち、かつ会員増強・退会防止の各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (b) 会員増強常任委員会は、会員増強常任委員長と会員増強・退会防止の特定の分野を担当するすべての委員会によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事長の承認の下に会員増強の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置するものとする。
- 会員増強委員会
 - 会員選考・職業分類委員会
 - ロータリー情報・新会員フェロー委員会
- (e) 会員選考・職業分類委員会およびロータリー情報・新会員フェロー委員会は可能かつ実地的である限り各々2～3名の委員をもって構成されるものとし、それぞれ毎年1名の委員を2年の任期をもって任命するものとする。

第4節 クラブ広報常任委員会

- (a) クラブ広報常任委員長（広報・雑誌委員長兼任）は、クラブ内外の広報活動に対して責任をもち、かつ広報活動の特定の分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。また、クラブのIT化を推進させる任務をもつものとする。
- (b) クラブ広報常任委員会は、クラブ広報常任委員長と広報活動の特定の分野を担当するすべての委員会の委員によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下に広報活動の中の特定分野を担当する次の各委員会を設置するものとする。

広報・雑誌委員会
クラブ会報委員会

第5節 奉仕プロジェクト常任委員会

- (a) 奉仕プロジェクト常任委員長（職業奉仕委員長兼任）は、すべての奉仕プロジェクトに対して責任をもち、かつ奉仕プロジェクトの各特定分野について設置されたあらゆる委員会の仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (b) 奉仕プロジェクト常任委員会は、奉仕プロジェクト常任委員長と奉仕プロジェクトの特定の分野を担当する全ての委員会の委員によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下に奉仕プロジェクトの中の特定分野を担当する次の各委員会を設置するものとする。
 - 職業奉仕委員会
 - 社会奉仕委員会
 - 国際奉仕委員会
 - 青少年奉仕委員会

第6節 財団・米山常任委員会

- (a) 財団・米山常任委員長（ロータリー財団委員長兼任）は、ロータリー財団および米山記念奨学会事業に対して責任をもち、その仕事を監督、調整する任務をもつものとする。
- (b) 財団・米山常任委員会は、財団・米山常任委員長とロータリー財団および米山記念奨学会事業委員会の委員によって構成されるものとする。
- (c) 会長は理事会の承認の下に財団・米山を担当する次の各委員会を設置するものとする。
 - ロータリー財団委員会
 - 米山記念奨学会事業委員会

第8条 委員会の任務

第1節 クラブ管理運営常任委員会

この委員会は、本クラブの会員が、クラブ管理運営に関する事柄においてその諸責務を遂行するうえに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案しこれを実施するものとする。クラブ管理運営常任委員会委員長は委員会の定例会合に責任をもち、クラブ管理運営の全活動およびクラブビジョン策定について理事会に報告するものとする。

- (a) 出席委員会
この委員会は、すべてのクラブ会員があらゆるロータリーの会合に出席すること（これには、地区大会、都市連合会、地域大会および国際大会への出席も含まれる）を奨励する方法を考案するものとする。この委員会は特に本クラブの例会への出席と、本クラブの例会に出席できない場合の他クラブ例会への出席を奨励し、全会員の出席規定を周知せしめ、出席を良くするためのよりよき奨励策を講じ、そして出席不良の原因となる諸事情を確かめてこれを除去することに努めるものとする。
- (b) 親睦活動委員会
この委員会は、会員間の知り合いと友誼を増進し、用意されたロータリーのレクリエーションおよび社会的諸活動への参加を全員に奨励し、本クラブの一般目的の遂行上、会長はまたは理事会が課する任務を果たすものとする。そして、委員の中からスマイルおよびソングリーダー担当者を選任し、例会の雰囲気向上に寄与するものとする。
- (c) プログラム委員会
この委員会は、本クラブの例会および臨時の会合のためのプログラムを準備し、手配しなければならない。

第2節 会員増強委員会

この委員会は、適切な会員の増強を推進するとともに、退会防止の方策を実施するものとする。また、新会員が早くクラブに溶け込めるよう配慮する。

- (a) 会員増強委員会
この委員会は、会員選考・職業分類委員会と連絡を密にして、日本産業分類基準に基づいた職業分類コード表による地域の職業の代表者を会員に迎えるべく均衡の取れた会員増強に努め、適当な人物の指名を理事会に推薦するよう積極的に務めなければならない。
- (b) 会員選考・職業分類委員会
この委員会は、日本産業分類基準に基づいた職業分類コード表により、クラブの現実に即した職業分類表を作成する。また、対象となる会員候補者を個人的に多方面から検討し、適格性を調査するとともに適切な職業分類を行う。そして、その結果を必ず理事会に報告する。

(c) ロータリー情報・新会員フェロー委員会

この委員会は、会員候補者にロータリークラブ会員の特典と責務に関する情報を提供し、会員にあらゆるレベルのロータリーの歴史、綱領、活動に関する情報を提供する。そして、入会3年未満の会員がロータリーの諸活動に積極的に参加できるよう啓蒙するとともに、他会員とも親睦の輪を広げてゆくことを図る。

第3節 クラブ広報常任委員会

この委員会は、クラブの活動を内外にアピールするとともに、「ロータリーの友」の活用を図る。

(a) 広報・雑誌委員会

この委員会は、「ロータリーの友」をあらゆる面から活用し、会員のみならずロータリアン以外の人々にも役立てるものとする。また、あらゆる広報の機会を活用して、広く一般世間にロータリーおよびその活動情報を提供し、本クラブのために適切な宣伝を行うものとする。

(b) クラブ会報委員会

この委員会は、クラブ週報の刊行によって、関心を促して出席の向上を図り、近づく例会のプログラムを発表し、前回の例会の重要事項を報告し、親睦を増進し、全会員のロータリー教育に寄与し、クラブ、会員および世界各地のロータリー・プログラムに関するニュースを伝えるべく務めなければならない。

第4節 奉仕プロジェクト常任委員会

この委員会は、ロータリーの綱領を実践するために必要欠くべからざる委員会である。R I 推奨奉仕プログラムや本クラブ独自の奉仕プログラムを実行するものとする。そのために必要なプロジェクト担当委員会は常に設置できるものとする。

(a) 職業奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、その職業関係における諸責務を遂行し、各会員それぞれの職業における慣行の一般水準を引き上げるうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実践するものとする。

(b) 社会奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員がその地域社会に対する諸責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの社会奉仕活動に責任をもつものとする。

(c) 国際奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、国際奉仕に関する事項においてその諸責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。この委員会の委員長は、本クラブの国際奉仕活動に責任をもつものとする。

(d) 青少年奉仕委員会

この委員会は、本クラブの会員が、青少年のための諸責務を遂行するうに役立つ指導と援助を与えるような方策を考案し、これを実施するものとする。この委員会の委員長は、青少年のための特定分野について設置される委員会の仕事を監督し、これを調整するものとする。

第5節 財団・米山常任委員会

この委員会は、ロータリー財団および米山記念奨学会事業に対する理解と協力を求めるものとする。

(a) ロータリー財団委員会

この委員会は、地区協議会において目標とされた寄与目標を達成すべく努力する。そのために、7月1日のロータリークラブ会費徴収日に理事会決定した金額を徴収する他、募金活動も行う。ロータリー財団月間の11月には、財団活動に対する理解と協力を求めるPR、卓話等を行う。さらにポールハリスフェロー、ベネファクターの増加に務める。

(b) 米山記念奨学会事業委員会

この委員会は、日本最初のロータリークラブ創立に貢献した米山梅吉氏の功績を記念して発足した、米山記念奨学会事業を推進する。米山月間の10月には、会員の理解と協力を求めるPR、卓話等を行う。事業推進のために1月1日のロータリークラブ会費徴収日に理事会決定した金額を徴収する他、募金活動も行う。さらに米山功労者の増加に務める。

第9条 出席義務規定の免除

理事会に対して書面をもって、正当かつ十分な理由を具して申請することによって、会員は出席義務規定の免除が与えられ、一定期間を限り本クラブの例会出席を免除される。(注：このような出席義務規定の免除は会員身分の喪失を防ぐためのものである。しかし本クラブに対してその会員を出席同様にみなすためのものではない。その会員が他のクラブの例会に出席しない限り、出席を免除された会員は欠席と記録されなければならない)

い。但し、定款第9条第2節の規定に基づいて認められた欠席は本クラブの出席記録には参入されない)

第10条 財務

第1節

会計は本クラブの資金をすべて理事会によって指定される銀行に預金しなければならない。

第2節

すべての勘定書は役員の署名する伝票に基づき、支払われるものとする。本クラブのすべての会計事務については毎年1回、本クラブの会計監査によって全面的な監査が行われなければならない。

第3節

資金を預かりあるいはこれを取り扱う役員は、本クラブの資金の安全管理のために理事会が要求する保証を提供しなければならない。保証の費用は本クラブが負担するものとする。

第4節

本クラブの会計年度は7月1日より6月30日に至る期間とし、これを7月1日より12月31日に至る期間および1月1日より6月30日に至る期間の二半期に分けるものとする。R Iに対する人頭分担金と雑誌購読料の支払いは、毎年7月1日および1月1日に、それぞれ当日の本クラブ会員数に基づいて行われるものとする。

(注:半期の途中に入会した会員の雑誌購読料はR I事務局からの仕切り状に基づいて支払われるものとする)

第5節

各会計年度の初めに理事会はその年度の収支の予算を作成しなければならない。その予算は、理事会によって承認された後、各費目ごとに支出の限度と成るものとする。但し、理事会の議決によって別段の指示がなされた場合にはこの限りではない。

第11条 会員選挙の方法

第1節

本クラブの正会員によって推薦された会員候補者の氏名は、書面をもって、本クラブ幹事を通じ、理事会に提出されるものとする。移籍する会員または他クラブに属していた元クラブ会員は、元クラブによって推薦されてもよい。この推薦は、本条に別な定めのある場合を除き、事前に漏らしてはならない。

第2節

理事会は、その被推薦者がクラブ定款の職業分類と会員資格のすべてを満たしていることを、職業分類委員会および委員選考委員会の審査を経て確認するものとする。

第3節

理事会は、推薦状の提出後30日以内にその承認または不承認を決定し、これをクラブ幹事を通じて、推薦者に通知しなければならない。

第4節

理事会の決定が肯定的であった場合は、ロータリー情報委員会と共に、被推薦者に対し、ロータリーの目的および会員の特典と義務について説明しなければならない。この説明の後、被推薦者に対し、入会申込書に署名を求め、また、本人の氏名および本人に予定されている職業分類をクラブに発表することについて承諾を求めなければならない。

第5節

被推薦者についての発表後7日以内に、理事会がクラブ会員（名誉会員を除く）の誰からも、推薦者に対し、理由を付記した書面による異議の申し立てを受理しなかった場合は、会員候補者は、本細則に定める入会金を納めることにより、会員に選ばれたものとみなされる。

理事会に対し異議の申し立てがあった場合は、理事会は、定例または臨時の理事会会合において、これを審議して票決を行い、出席理事会メンバーの反対投票が1票を超えなかった場合は、被推薦者は、所定の入会金を納めることにより、クラブ会員に選ばれたものとみなされる。

第6節

この選挙後、クラブ会長は当該会員の入会式を行い、クラブ幹事は、当該会員に対して会員証を発行し、その氏名をR I事務総長に報告しなければならない。ロータリー情報・新会員フェロー委員会は、入会式で新会

員に贈呈する適切な資料を提供するとともに、当該会員がクラブに溶け込めるよう援助するものとする。

第12条 決議

事のいかんを問わず本クラブを拘束する決議または提案は、理事会によって審議された後でなければ本クラブによって審議されてはならない。もしかかる決議または提案がクラブの会合で提起されたならば、討議に付することなく理事会に付託しなければならない。

第13条 議事の順序

開会宣言

来訪ロータリアンの紹介

委員会報告（もしあれば）

審議未終了議事

新規事項

スピーチその他のプログラム

閉会

第14条 改正

本細則は、定足数の出席する例会において、出席会員の3分の2の賛成投票によって改正することができる。但し、かかる改正案の予告は当該例会の少なくとも10日前に各会員に郵送されていなければならない。クラブ定款およびR Iの定款、細則と背馳する如き改正または条項追加を本細則に対して行うことはできない。